

NTT東日本から届出のあった活用業務に対する

総務省が確認した内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成26年9月1日付で、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本の加入電話及びISDN（以下「固定電話」という。）から携帯電話、PHSへの発信に際して、NTT東日本が地域電気通信業務等を営むために保有する固定電話サービス等の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者が提供する県間電気通信役務も含めてエンド－エンドで料金設定を行うに当たって、NTT東日本が県間伝送等に係る料金設定を行い、携帯電話及びPHSへの通話を提供するものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、

以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

- ガイドラインに基づき、
- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、N T T 東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

N T T 東日本は、本件活用業務を営むに当たっては、N T T 東日本が既存の固定電話サービス等の提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備、端末系伝送路設備、中継系交換設備及び端末系交換設備について、本件活用業務の提供のために必要となる機能実現のための開発を実施することとしており、このための所要の資金は、[REDACTED] 円であるとしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の本件活用業務に係る設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関して、設備については、N T T 東日本が固定電話サービス等の提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備、端末系伝送路設備、中継系交換設備及び端末系交換設備を活用することとなるが、本件活用業務は既に提供されている通信サービスに係る利用者料金の設定事業者を変更するものにとどまるため、本件活用業務を実施することにより生じるトラフィック増等の影響は少なく、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

さらに、職員についても、現在の固定電話サービス等の提供に関する業務を行う組織の職員を活用する予定であるところ、本件業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、N T T 東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、

ステップ2 その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するためには必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ1 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きい。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

①地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本からの届出書によれば、固定電話サービス契約者等が本件活用業務の対象になるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、NTT東日本の固定電話から携帯電話、PHSへの発信に当たり、同社の固定電話サービス等の電気通信設備と、他事業者の電気通信設備を相互接続し、他事業者との合意に基づき、他事業者の県間電気通信役務を含め、NTT東日本がエンド－エンドで料金設定を行うことが予定されている。

したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通

信役務を提供する地域通信市場のうち、主には、固定電話市場における競争状況の影響を強く受けると考えられ、競争の進展状況を検証すべき地域通信市場として、これらの市場を取り上げることが適当である。

「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」報告書（平成25年9月6日公表）のデータによれば、固定電話市場については、平成25年3月末でのNTT東日本の契約数シェアを見ると、東日本地域において、77.4%となっている状況である。

NTT東日本の市場支配力に関して、同報告書では、単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、NTT東西のシェアが低下傾向にあること、固定電話の携帯電話等への代替が生じていること等を踏まえれば、固定電話市場において実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

また、事業者別契約数シェアの数値のみを見れば、NTT東西を含むシェア上位の複数事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、当該市場等における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

ただし、固定電話の携帯電話等への代替等によって、固定電話市場の縮小が加速していく可能性があり、固定電話の利用動向を携帯電話等と併せて注視していく必要があるとされているところである。

以上を踏まえれば、NTT東日本が本件活用業務に関する市場において、地域通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、NTT東日本が固定電話市場において一定の市場支配力を有していると考えられることを鑑みれば、例えば、同社のサービスと不適切にバンドルされたサービスを提供したりする結果、競争事業者が当該機能等を利用しなければ実質的に同等のサービスを提供できなくなるようにすること等、同社が地域通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害するおそれもあると考えられる。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が、公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況と併せてステップ2において確認することとする。

②ボトルネック設備との関連性

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務は、NTT東日本の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、NTT東日本の固定電話から携帯電話、PHSへの発信に当たり、他事業者との合意に基づいて、NTT東日本が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を行うものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はないとしている。

また、本件活用業務の提供に当たって、他事業者との相互接続を実施する際には、NTT東日本が地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備又は端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備は、第一種指定電気通信設備として指定されており、他事業者も当該電気通信設備と相互接続することで同様の業務の提供が可能としている。

したがって、本届出書に記載された業務の範囲内である限りにおいて、本件活用業務とボトルネック設備との一定の関連性が認められる。

このため、これらの観点から、NTT東日本が本届出書において講ずることとしている措置が、電気通信市場における公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況と併せて、ステップ2において確認することとする。

③市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本が固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、NTT東日本の固定電話から携帯電話、PHSへの発信に当たり、他事業者との合意に基づいて、NTT東日本が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、西日本電信電話株式会社と連携したサービスの提供は、当面の間、予定しておらず、NTT東西等の連携による競争阻害的な要素の拡大はないものと考えられる。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講すべき措置」に掲げる7つの項目ごとに、NTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれる

ものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話、P H Sへの発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はない。

他事業者の電気通信設備との相互接続については、当社が地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能及び端末系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

したがって、既に実施しているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務は、NTT東日本の固定電話サービスを提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、NTT東日本の固定電話から携帯電話、P H Sへの発信に当たり、他事業者との合意に基づいて、NTT東日本が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はないとしている。

また、他事業者の電気通信設備との相互接続については、NTT東日本が地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備又は端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備については、第一種指定電気通信設備として指定されており、既に接続約款において中継系交換機能及び端末系交換機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じており、既に実施されているオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているとしている。

したがって、この限りにおいては、ガイドライン別紙1中「機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに

必要な場所等の提供といった措置を講ずること。」と規定されたことを踏まえた措置により、他事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられることから、ステップ1①、②の観点からも、これ以上の新たなネットワークのオープン化の措置を講じる必要性は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、当社の固定電話から携帯電話、P H Sへの発信にあたり、他事業者との合意に基づいて、当社が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備および機能はない。

他事業者の電気通信設備との相互接続については、当社が地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備または端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備については、接続に必要となるインターフェース条件を接続約款に規定済であり、変更はない。したがって、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものと考える。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務は、NTT東日本の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続により、NTT東日本の固定電話から携帯電話、P H Sへの発信に当たり、他事業者との合意に基づいて、NTT東日本が他事業者の県間伝送役務部分も含めて料金設定を実施するものであり、新たに構築するネットワーク設備及び機能はないとしている。

他事業者の電気通信設備との相互接続については、NTT東日本が地域電気通信業務を営むために保有する中継系交換設備又は端末系交換設備を用いることとなるが、当該中継系交換設備及び端末系交換設備については、接続に必要となるインターフェース条件を接続約款に規定済みであり、変更はなく、これまでのインターフェース条件により接続可能であり、事前に新たに開示すべき内容はないものとしている。

したがって、ステップ1②の観点とあわせ考えれば、他事業者も同様の業務を行い得ると考えられることから、新たにネットワーク情報の開示の措置を行う必要性は認められない。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

他事業者が本業務と同様の業務を実施する場合、当社と同様、事業者識別番号を、現行のダイヤリングであり、現在携帯電話、PHSに割り当てられている番号である「070／080／090-××××-××××」の前に呼ごとに付す形態となるが、このような選択中継接続による料金設定については、当社の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続において既に実施されており、当社が保有している情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、本業務と同様の業務の実施にあたり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本からの届出書によれば、他事業者が本件活用業務を営む場合、NTT東日本と同様に、事業者識別番号を、現行のダイヤリングであり、現在携帯電話、PHSに割り当てられている番号である「070／080／090-××××-××××」の前に呼ごとに付す形態となるが、このような選択中継接続による料金設定については、NTT東日本の固定電話サービス等の電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続において既に実現されており、NTT東日本が保有している情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないとしている。

さらには、本件活用業務と同様の業務の実施に当たり、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努めるとしており、競争事業者が同等のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考え方である。

① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成26年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害することが明らかな場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年の電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した禁止行為規定遵守等報告書について平成26年6月30日に提出を受け、当該内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、電話の業務で取得した顧客情報について、NTT東日本は、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等の徹底した指導等、所要の措置を実施しているとしている。

さらに、公正な競争を阻害することが明らかな場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信市場の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

当社の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本からの届出書によれば、本件活用業務を営むに当たり、NTT東日本の固定電話サービス等を提供する電気通信設備と他事業者の電気通信設備の相互接続に関する接続条件については、既に接続約款に規定済みであり、関係事業者の公平な取扱いを確保することとしているため、新たに関係事業者の公平な取扱いを確保するための措置を講ずる必要はないものと考えられる。

さらに、本件活用業務においては、他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合の接続条件についても、既に接続約款に規定済みであるため、競争事業者との実質的な公平性は確保されるものと考えられる。したがって、ステップ1にもかんがみると、上述の措置が講じられている限りにおいて、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省が確認した内容】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

また、上述の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新

たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めるなどを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。